



# 宮 崎 県 公 報

平成23年11月30日 (水曜日) 号外 第 83 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

	頁	
<b>人事委員会規則</b>		
○降格の特例に関する規則……………	1	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………
○平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則……………	1	○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	3	○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………
		8

### 人事委員会規則

降格の特例に関する規則をここに公布する。  
平成23年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第23号

##### 降格の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年宮崎県条例第40号。以下「平成23年改正条例」という。)附則第4項の規定に基づき、平成23年改正条例の施行の日における降格の特例に関し必要な事項を定めるものとする。  
(施行日における降格の特例)

第2条 平成23年改正条例の施行の日に降格をした職員については、当該降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号)第23条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。  
平成23年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第24号

##### 平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年宮崎県条例第40号。以下「平成23年改正条例」という。)附則第2項(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年宮崎県条例第41号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項の規定に基づき、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の平成23年改正条例附則第2項第1号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第2条 平成23年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について平成23年改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第8条第1項後段又は第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(職員の給与に関する条例(以下「県給与条例」という。)第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 市町村立学校職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の適用を受ける者をいう。)

(2) 現業職員(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の適用を受ける者をい

う。)

- (3) 企業職員（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号）の適用を受ける者をいう。）
- (4) 病院事業職員（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の適用を受ける者をいう。）
- (5) 特別職に属する県の職員
- (6) 国家公務員
- (7) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員をいう。）
- (8) 他の地方公共団体の地方公務員
- (9) その他人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 平成23年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成23年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から基準日までの期間における減額改定対象職員（同項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の平成23年改正条例附則第2項第1号の月数の算定）

第3条 平成23年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号から第5号までに掲げる者（以下この号及び第5条において「市町村立学校職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち市町村立学校職員等として勤務した期間（以下この条において「特定市町村立学校職員等期間」という。）を除く。）
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、自己啓発等休業期間（地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。この号において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）若しくは育児短時間勤務等期間（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (3) 停職期間（地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- (4) 修学部分休業期間（地公法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしていた期間をいう。）、高齢者部分休業期間（地公法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしていた期間をいう。）、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）第26条若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第8条の2第3項の規定により給与を減額された期間若しくは地公法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間
- (5) 県給与条例第8条の9の規定により給与を減額された期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定市町村立学校職員等期間におけるこれに相当する期間

2 平成23年改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特定市町村立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が平成23年改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.39を乗じて得た額（第6条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの（平成23年改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない者）

第4条 平成23年改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（市町村立学校職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第5条 平成23年改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する平成23年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、市町村立学校職員等とする。

- 2 平成23年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 3 平成23年改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する平成23年改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、市町村立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、市町村立学校職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第6条 附則第2項第1号基礎額又は平成23年改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第25号

##### 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第2 調整基本額表（第2条関係）	別表第2 調整基本額表（第2条関係）
ア 行政職給料表	ア 行政職給料表
職務の級	職務の級
調整基本額	調整基本額
[略]	[略]
7 級 <u>12,100円</u>	7 級 <u>12,000円</u>
[略]	[略]
9 級 <u>14,400円</u>	9 級 <u>14,300円</u>
イ 教育職給料表(一)	イ 教育職給料表(一)
職務の級	職務の級
調整基本額	調整基本額
[略]	[略]
4 級 <u>15,100円</u>	4 級 <u>15,000円</u>
ウ～キ [略]	ウ～キ [略]
ク 市町村立学校教育職給料表	ク 市町村立学校教育職給料表
職務の級	職務の級
調整基本額	調整基本額
[略]	[略]
4 級 <u>12,800円</u>	4 級 <u>12,700円</u>

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第26号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当の支給を受ける職員)	(期末手当の支給を受ける職員)
第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）の	第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）の

<p>うち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「<u>自己啓発等休業</u>」という。）をしている職員 (期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第9号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3) <u>自己啓発等休業をしている職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) <u>自己啓発等休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p>(4)～(12) [略]</p>	<p>うち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員 (期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3) <u>第2条第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間</u>については、その2分の1の期間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間</p> <p>(3) <u>第2条第8号及び第9号に掲げる職員として在職した期間</u></p> <p>(4)～(12) [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第27号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年宮崎県条例第40号。以下「平成23年改正県給与条例」という。）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第4号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成23年改正県給与条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関す</u></p>

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第10号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤勤務手当に準ずる手当の支給）

第5条 〔略〕

る条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第10号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号、第5号又は第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特勤勤務手当に準ずる手当の支給）

第5条 〔略〕

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第 2 項（前項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額（）」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 23 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員（その日に平成 23 年度減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成 23 年改正県給与条例第 3 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）附則第 7 条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第 2 項（前項第 1 号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額（）」とあるのは「、給料の月額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額（）」と、前項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第 2 項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時

間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号又は第 3 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当の月額)

第 6 条の 2 [略]

2 減額支給対象職員であって、前項(第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特勤手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当の月額は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3～4 [略]

(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当に準ずる手当の月額)

第 6 条の 3 [略]

2 減額支給対象職員であって、第 5 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 6 条第 3 項又は前項(第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3～4 [略]

間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定により読み替えて適用する第 2 項中「並びに県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当の月額)

第 6 条の 2 [略]

2 減額支給対象職員であって、前項(第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特勤手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当の月額は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3～4 [略]

5 第 3 条第 2 項各号に定める日が平成 23 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある仮定減額支給対象職員(その日において県給与条例附則第 13 項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第 6 条の 3 第 5 項において同じ。)に対する第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(その日において県給与条例附則第 13 項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)」と、同号ア中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当に準ずる手当の月額)

第 6 条の 3 [略]

2 減額支給対象職員であって、第 5 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 6 条第 3 項又は前項(第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3～4 [略]

5 異動の日等が平成 23 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にあ

る仮定減額支給対象職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において県給与条例附則第 13 項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。）」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成 23 年改正県給与条例の施行の日における平成 23 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 30 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 28 号

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条及び平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年宮崎県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料の支給）</p> <p>第 4 条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第 6 号に掲げる職員（第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）と同条第 6 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「県給与条例」という。）附則第 13 項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年宮崎県条例第 26 号）附則第 13 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額）を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。</p> <p>（1） 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第 24 条から第 27 条の 2 までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改</p>	<p>（平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料の支給）</p> <p>第 4 条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第 6 号に掲げる職員（第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）と同条第 6 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「県給与条例」という。）附則第 13 項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年宮崎県条例第 26 号）附則第 13 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額）を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 7 項の規定による給料として支給する。</p> <p>（1） 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等規則第 24 条から第 27 条の 2 までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（職員の給与に関する条例等の一部を改</p>



正する条例(平成21年宮崎県条例第47号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.59 を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.83 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.59 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.83 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
- (3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.59 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.83 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

正する条例(平成21年宮崎県条例第47号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例附則第2項第1号(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第49号)附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1 を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって施行日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
- (3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第9号)による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.1 を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に 100分の99.34 を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員（県給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。）である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.59$  を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.44$  を乗じて得た額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.83$  を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.59$  を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.44$  を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.83$  を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(5) [略]

2 [略]

（平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.59$  を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.44$  を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.83$  を乗じて得た額とし、それらの

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員（県給与条例第3条第5項に規定する職員を除く。イ及び次条第1項において同じ。）である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.1$  を乗じて得た額、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の98.94$  を乗じて得た額、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.34$  を乗じて得た額）に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.1$  を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の98.94$  を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者を除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.34$  を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(5) [略]

2 [略]

（平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.1$  を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の98.94$  を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。）にあつては当該給料月額に相当する額に  $100分の99.34$  を乗じて得た額とし、それらの額

額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第 3 条第 6 号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額)を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

2 [略]

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第 3 条第 6 号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額)を、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料として支給する。

2 [略]

